貸付事業

貸付事業のあらまし

貸付事業は，組合員等の生活を支援するため，住宅又は宅地の取得，入学又は修学，災害，医療，結婚，葬祭，出産，その他臨時に資金を必要とするときに貸付けを行う事業です。

貸付けの種類ごとの貸付限度額等は，次の表のとおりです。

【貸付種別等一覧表】　（平成 28 年 4 月現在）

種　別	貸付限度額	利率(年利)	返済回数	貸　付　事　由
一　般	２００万円	２．７２％	１２０回以内	組合員が臨時に資金を必要とするとき
住　宅	次のＡ，Ｂのうちいずれか高い額（最高限度額 1,８００万円） Ａ．給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じて得た額 Ｂ．仮定退職手当相当額	２．７２％	３６０回以内	組合員が自己の用に供するための住宅の新築，増築，改築，移築，修理，購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入，借入れ若しくは補修をするため資金を必要とするとき
住宅災害	住宅貸付けの貸付限度額の２倍に相当する額（最高限度額 1,９００万円）	２．２８％	３６０回以内	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により災害見舞金が支給される程度（32 ページ以下参照）の損害を受け，新築等をするため，り災後１年以内に資金を必要とするとき
介護構造部分	３００万円	２．４６％	３６０回以内	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とするとき
教　育	５５０万円	２．７２％	２５０回以内	組合員，被扶養者又は被扶養者でない子，孫，若しくは弟妹が学校教育法に規定する高等学校，大学，高等専門学校，専修学校若しくは各種学校又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するため資金を必要とするとき
災　害	２００万円	２．２８％	１２０回以内	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき
医　療	１２０万円	２．７２％	１１０回以内	組合員，被扶養者又は被扶養者でない配偶者，子，孫，弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とするとき
結　婚	２００万円	２．７２％	１２０回以内	組合員又は子が結婚するため資金を必要とするとき
葬　祭	２００万円	２．７２％	１２０回以内	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者，子，孫，弟妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とするとき

（Ｈ２２．５改定）

種　別	貸付限度額	利率(年利)	返済回数	貸　付　事　由
高額医療	高額療養費相当額	無利息	高額療養費の支給時に貸付金相当額を控除する	組合員（再任用組合員及び任意継続組合員を含む。）又は被扶養者が，高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき
出　産	出産費又は家族出産費相当額	無利息	出産費又は家族出産費の支給時に貸付金相当額を控除する	組合員（再任用組合員及び任意継続組合員を含む。）又は被扶養者が，出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき
特　別	給料月額の１０分の３に残任期月数を乗じて得た額（最高限度額　２００万円）	２．７２％	残任期月数以内	再任用組合員が臨時に資金を必要とするとき

（注）1　貸付金の利率は，財務大臣が定める財政融資資金利率に連動する**変動制**です。平成 28 年 4 月現在適用中の上記利率は，平成 11 年４月から特例利率として適用しています。（76 ページ参照）
2　上記利率には，貸付金保険料充当金率として年利０．０６％を含みます。
3　再任用組合員は，高額医療，出産及び特別貸付けのみ利用できます。
4　任意継続組合員は，高額医療及び出産貸付けのみ利用できます。
5　**他の金融機関等への返済のための貸付けはできません。**

申込資格

貸付けを申し込む月の末日まで引き続く組合員期間が6か月以上であることとします。ただし，高額医療貸付け及び出産貸付けはこの限りではありません。

（例）平成 28 年４月１日付け新規採用（同日組合員資格取得）教職員の場合
→　平成 28 年９月から貸付申込み（10 月貸付け）が可能となる。

（注）組合員期間には，地方職員共済組合・市町村職員共済組合などの地方公務員等共済組合又は国家公務員共済組合の組合員期間を含みますが，私立学校教職員共済組合の組合員期間は含みません。

《貸付けの制限》

1　申込人（組合員）が，次のいずれかに該当するときは，貸付けを申し込むことができません。
（1）　貸付けを申し込む月の末日まで引き続く組合員期間が 6 か月未満のとき。
（2）　給与の差押えを受けているとき。
（3）　懲戒を事由とする停職等の処分を受け，給与の支給が見込めないとき。
（4）　貸付保険の適用を受けたとき。（貸付保険事故者）
（5）　破産申立手続き中又は破産宣告を受けたとき。
（6）　民事再生手続き中又は再生計画認可決定を受けたとき。
（7）　前各号に掲げるほか，債務不履行に至る恐れの事由があると支部長が認めたとき。

2　**一般貸付けの借替えのときは，前回の貸付けを受けた月の初日から起算して2年を経過しないと借替えはできません。**

（例）

平成 26 年　前回		平成 28 年　今回
○４月 16 日　申込日	2 年を経過 →	○４月　借替え申込み可能
●５月 23 日　貸付日（送金日）		●５月 23 日　貸付日（送金日）

起算日：5 月 1 日

3　**一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの貸付時における残元金（未償還元金）の総額が，700万円を超える貸付けはできません。**

（Ｈ２２．５改定）

貸付金の利率

貸付金の利率は，財務大臣が定める財政融資資金利率の変動に応じて，毎月見直す「**変動制**」です。現在は特例期間中であり,下記利率は平成 11 年 4 月から特例利率として適用しています(高額医療及び出産貸付けを除く)。

（平成 28 年 4 月現在）

貸　付　種　別	特例年利率〔月利〕	（本則年利率）
一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭・特別	２．７２％〔0.2266%〕	（４．５２％）
介護構造部分	２．４６％〔0.2050%〕	（４．２６％）
住宅災害・災害	２．２８％〔0.1900%〕	（３．７８％）
高額医療・出産	無　利　息	

（注）上記利率には，貸付金保険料充当金率として年利 0.06%を含みます。

貸付（申込）金額

貸付（申込）金額は，**限度額の範囲内で，かつ必要額（契約書等の記載金額）の範囲内**とします。（限度額については，74，75 ページ参照）

貸付（申込）金額の単位については，次のとおりです。

貸　付　種　別	貸付（申込）金額の単位
一般・住宅・住宅災害・介護構造部分・教育・災害・医療・結婚・葬祭・特別	十万円単位（注）
高額医療・出産	千円単位

（注）**他の共済組合への返済の場合は，一円単位**で貸付けを行います。

《借替えを希望する場合》

既に貸付けを受けて返済中の借受人が，更に同一種別の貸付けを希望する場合は，限度額の範囲内で現在返済中の貸付金の残元利金（未償還元利金）と今回必要な資金を合わせた金額を貸付金額として新たに借り入れ，その貸付金と相殺する形で，現在返済中の残元利金を全額返済することにより貸付けを受けることができます。

したがって，**実際に指定の口座に振り込まれる金額は，新たな貸付金額から返済中の残元利金を差し引いた金額**となります。

（例）教育貸付けの借替え（4 月申込み→ 5 月貸付け）のとき

①今　回　必　要　額　合　計… 1,520,500 円

②前回貸付の５月末予定残元利金… 1,007,813 円

申込金額の求め方

●申込金額＝①＋②＝ 1,520,500+1,007,813 円

2,500,000 円(※ 10 万円未満切り捨て)

借替えによる差引送金額(受取額)の求め方

●口座への送金額＝申込金額－②

＝ 2,500,000 － 1,007,813

＝ 1,492,187 円(≦①)※必要額の範囲内で貸付けを行います。

(注)　残元利金 1,007,813 円(②)に必要資金を 1,520,500 円(①)を加算すると 2,528,313 円となるので，貸付金額の単位に満たない額（10 万円未満）は切り捨てて，250 万円が貸付（申込）金額となります。

（Ｈ２７．１０改定）

返済方法

1　定期償還

貸付けを受けた月（送金月）の翌月から返済が開始され，元利均等払いで，**毎月の給与（ボーナス併用償還のときは，６月及び12月のボーナスを含む。）からの控除**（法定控除）となります（高額医療，出産及び特別貸付けを除く。）。

返済方法は，次のいずれかを選択することができます。

（１）　毎月の給与のみで返済する方法（毎月償還）

貸付種別ごとに定められた返済回数（74，75 ページ参照）の範囲内で，退職までの期間に関わらず，借受人が希望する回数とします。ただし，そのときは，毎月の返済金額が，現在返済中の他種別の貸付返済金額を含めて**給料月額の10分の3に相当する金額の範囲内**であることとします。

（２）　毎月の給与及びボーナスを併用して返済する方法（ボーナス併用償還）

毎月返済の回数は，貸付種別ごとに定められた返済回数（74，75 ページ参照）の範囲内で，退職までの期間に関わらず，借受人が希望する回数とします。ただし，その場合，毎月の返済金額が，現在返済中の他種別の貸付返済金額を含めて**給料月額の10分の3に相当する金額の範囲内**であることとします。ボーナス返済の回数は，**毎月返済の回数の6分の1以内**（毎月返済の期間の範囲内）とします。

ただし，その場合，ボーナスの返済金額が，現在返済の他種別の貸付返済金額を含めて**給料月額の10分の6に相当する金額の範囲内**であることとします。

また，ボーナス返済部分の対象とすることができる貸付金額は，**貸付（申込）金額の2分の1以内で，50万円単位**とします。

（例）貸付申込金額 200 万円をボーナス併用償還で返済するときの内訳

区分	毎月返済部分	ボーナス返済部分	可否	注　意　点
例１	１５０万円	５０万円	○	
例２	１００万円	１００万円	○	
例３	５０万円	１５０万円	×	ボーナス返済部分は貸付申込金額の２分の１以内！
例４	１３５万円	６５万円	×	ボーナス返済部分は５０万円単位！

《１回当たりの返済金額の算出方法》

（例）
- 貸付種別：一般貸付け　　年利：2.72%
- 貸付月日：2 月 23 日（1 月申込み）
- 貸付金額：200 万円(毎月償還分：150 万円／ﾎﾞｰﾅｽ償還分：50 万円）ﾎﾞｰﾅｽ併用償還
- 返済回数：毎月 90 回／ﾎﾞｰﾅｽ 15 回（15 回以内）のﾎﾞｰﾅｽ併用償還

・毎月の返済額：150 万円× 0.0122951358（賦金率）＝**18,443**円（円未満四捨五入）

・ﾎﾞｰﾅｽ 1 回の返済額：50 万円× 0.0738146740（賦金率）＝**36,907**円（円未満四捨五入）

※　賦金率については，公立学校共済組合 HP(http://www.kouritu.go.jp/index.html)の「資金をかりる」償還(返済)→１回当たりの償還額の賦金率表を参考にしてください。

◎　１回当たりの返済金額については，**支部HP（http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/）の「資金をかりる際の手続き」→「申込み手続き」→「貸付事業の概要」→1回当たりの返済金額の試算(貸付金・償還金シミュレーション)**はこちらからの画面で自動的に試算できますのでご利用ください。

返済方法は，返済開始後に変更することはできません（一部繰上償還時を除く。）ので，貸付けを申し込む前に，収入と支出のバランスを考え，無理のない返済計画を立てましょう。

（Ｈ２２．５改定）

２　繰上償還

定期償還中（償還猶予中の場合も含む。）に，借受人の希望により，貸付金の一部又は全額を繰り上げて返済することができます。（91 ページ参照）

３　即時償還

定期償還中（償還猶予中の場合も含む。）に，借受人が，次のいずれかに該当したときは，残元利金（未償還元利金）の全額を一括して即時に返済しなければなりません。

（１）　組合員の資格を喪失したとき。（例）退職，懲戒免職，他の共済組合への転出

（２）　退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき(特別貸付けを除く)。

（３）　貸付申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。

（４）　住宅貸付け又は住宅災害貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日から遅延した場合において，その工事等の完了する確実性がないと認められたとき。

（５）　その他貸付規程に違反したとき。

申込用紙及び提出書類

申込用紙（支部所定の様式）は，所属所又は支部 HP から取得してください。
また，提出書類については，各貸付申込みの留意事項をご覧ください。

申込受付締切日及び送金（貸付）日

貸付申込みの受付締切日と送金（貸付）日は，次のとおりです。

貸　付　種　別	申込受付締切日	送金日（貸付日）
一般・住宅・住宅災害・介護構造部分 教育・災害・医療・結婚・葬祭・特別	毎月 23 日（支部必着） （注１）	申込受付の翌月 23 日 （注２）
高額医療・出産	随時受付	随時送金

（注１）　**23日が土・日・祝日の場合はその前日となります。**

（注２）　翌月 23 日が休日のときはその翌金融機関営業日

（例）6 月に住宅貸付けの借受けを希望するとき

→　申込受付期間：5 月 1 日 ～ 5 月 23 日（土・日・祝日の場合はその前日）
送金（貸付日）：6 月 23 日（休日のときはその翌金融機関営業日）

不備のない書類の提出をもって，貸付申込みの受付とします。

書類提出後，貸付申込書等の印漏れ，記入漏れ，記入誤り又は提出書類の不足等があるときは，訂正等をお願いしますので，不備事項を解消の上，23 日までに，再度提出してください。

23 日までに提出がないときは，翌々月の貸付けとなります（高額医療及び出産貸付けを除く。）ので，**貸付けを申し込むときは，期間に余裕をもって早めに提出してください。**

貸付けの決定

貸付けを決定したときは，送金（貸付）前に，**貸付決定通知書及び償還表を申込人に送付**します。（貸付月の 20 日頃）

貸付決定通知書及び償還表は，**完済時まで大切に保管してください。**

特に償還表は，完済するまでの支払利息額や毎月末の元金残額等の返済経過が記載されていますので，現在の返済状況を確認するときや繰上返済の計画をたてるときに活用してください。

（Ｈ２６．３改定）

貸付金の受取金融機関

貸付けを申し込むときは，**その都度，申込人が貸付金の受取金融機関を指定**する必要があります。預金通帳の金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義（フリガナ）の記載箇所をコピーして，他の必要書類と併せて提出してください。

なお，申出口座は，**申込人本人名義の口座に限ります**。

団信制度〔「団体信用生命保険（だんしん）」＋「債務返済支援保険」〕

「団体信用生命保険(だんしん)」は，組合員が貸付金の返済中に，万一死亡したり，一定の障害状態になった場合に，組合員（借受人）に代わって保険会社が当該貸付金の残存債務を共済組合へ返済することにより，借受人やその遺族の生活の安定を図る制度です。

また，「債務返済支援保険」は，団体信用生命保険の加入者が病気やケガ等で働けなくなったときに，当該期間（最長３年間）の返済金相当額を保険金として支払い，毎回の返済を支援する制度です。

（注１）　団信制度は，住宅，住宅災害，教育又は介護構造部分に係る貸付けの借受人が**任意で加入**できます。加入を希望するときは，貸付申込み時に，**「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」**をその他の必要書類と併せて提出してください。

また，団信制度加入者が貸付けの借替えを申し込む場合に,引き続き加入を希望するときは，**新たに申込書を提出**してください。（貸付残額に応じて保険料を徴収していることから，借替えにより再計算をする必要があるため）

なお，申込書及び加入の手引きは各所属所に配布してありますが，不足する場合は当支部まで請求してください。

（注２）　団信制度未加入者に対して，毎年 1 回，所属所を通じて，中途加入の募集を行っています。

（注３）　保険料は，毎年 1 回，借受人が指定する金融機関の口座から 12 か月分を一括して自動的に引き落とします。

（注４）　告知事項（健康状態）や保険料など制度の詳細については，加入の手引きを参照してください。

〈参考〉平成 28 年度の保険料

団体信用生命保険・・・・・貸付金の残額 10 万円につき月額 16 円

債務返済支援保険・・・・・平均返済月額 1 万円につき 101 円

◎ 団信制度の申込書及び手引きを請求するときは	鹿児島支部：TEL 099-286-5205
◎ 団信制度全般に関するお問い合わせは	共済組合団信担当(東京) フリーダイヤル 0120-080-456 照会受付時間：月～金（祝日を除く）10 時～ 16 時 鹿児島支部：TEL 099-286-5205
◎「団体信用生命保険」の保険金を請求するときは	鹿児島支部：TEL 099-286-5205
◎「債務返済支援保険」の保険金を請求するときは	債務返済支援保険　保険金相談センター フリーダイヤル 0120-614-191 照会受付時間：月～金（祝日を除く）10 時～ 16 時

（Ｈ２８．４改定）

貸付保険制度と担保の設定

組合員が当共済組合から貸付けを受けるときは，保証料や連帯保証人の設定，抵当権の設定などの担保設定は必要ありません。

代わりに，共済組合の債権保全と組合員の利便を図るため，「貸付保険制度」を導入していますので，組合員が貸付けを申し込むときは，自動的にこの制度の適用を受けることになります。

貸付保険は，借受人の自己破産や民事再生等により貸付金の返済が不能となったときに保険事故となり，その損害をてん補しますが，共済組合が保険金の受取人となって契約を締結していますので，貸付保険事故の発生に伴い，保険金によって損害がてん補されるのは共済組合ということになります。

また，保険料は平成 18 年度まで共済組合が全額負担していましたが，平成 19 年 4 月から，保険料の一部を借受人が負担することになりました。

保険金が支払われると，共済組合が借受人に対して有していた債権は，保険会社に譲渡され，以後，保険会社が借受人から債権を回収することになります。

したがって，**貸付保険制度によって借受人の債務が免除されるものではありません。**

近年，**多重債務に陥った借受人の自己破産・民事再生を原因とする貸付金の債務不履行により貸付保険事故が急増**しています。**保険事故の増加は保険料の増加につながり，多額の保険料は共済組合にとって大きな財政的負担**となっています。

そこで，多重債務者による貸付保険事故を未然に防止し，**貸付事業を安定的に運営していくため，平成14年度から貸付制度の大幅な見直しを行っていますので，組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。**

（Ｈ２２．５改定）